

阿蘇市農業委員会だより（令和7年4月発行）



◆発行／編集 阿蘇市農業委員会 〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504-1 TEL0967-22-3254



草原と阿蘇五岳

令和7年度の年度初めにあたり、ご挨拶を申し上げます。昨年度は、令和の米騒動といわれた米価の上昇がありましたが、私たち農家にとっては、今年が勝負の年と考えられます。しかしながら、現在も肥料・農薬代等の高騰は続いており、私たち農業者は、困難な状況が続いております。

このような状況下、今年度も農業委員会では農業基盤の強化を目標に掲げ、農地の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に取り組み「持続可能な農村づくり」を柱として活動して参りますので、なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、年度初めの挨拶とさせていただきます。

（農業委員会会長 木村 広典）

目 次

- | | | |
|-------|---------------|---------------|
| 1 ページ | ・ 農業委員会活動報告 | ・ 女性農業委員の活動報告 |
| 2 ページ | ・ 農地の相続届出のお願い | |
| 3 ページ | ・ 農地の貸し借りについて | ・ 農地の転用に関すること |
| | ・ 農業者年金の紹介 | |

阿蘇市農業委員会だよりをご覧になりたい方は、右のQRコードから阿蘇市HPをご確認ください。



●農業委員会活動報告

◆農業委員会定期総会審議

毎月10日（休日の場合、翌日以降の開庁日）を定期総会日として定めて、農地に関する案件を審議しております。農業委員会総会は毎月開催されており、申請手続きの締め切りは、前月の20日となっております。（20日が休日の場合は、翌日以降の開庁日）



（総会時の様子）

・令和6年農業委員会定期総会審議件数内訳

（単位：件）

審議内容	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
第18条第6項	3	12	8	8	18	8	12	7	6	6	12	10	110
第3条	7	8	9	11	6	2	11	3	8	7	7	14	93
第4条	0	1	1	2	2	2	2	0	0	1	2	7	20
第5条	1	3	4	1	4	7	8	5	7	6	5	6	57
第18条第1項	32	16	50	72	33	33	37	14	15	9	9	25	345
月計	43	40	72	94	63	52	70	29	36	29	35	62	625

*上記農地法解説

第18条第6項：農地法第18条第6項による農地（田・畑等）の利用権・使用貸借権の解約

第3条：農地法第3条による農地の所有権移転（売買・贈与・交換等）

第4条：農地法第4条による所有者が行う農地の転用（農業用施設・植林等）

第5条：農地法第5条による所有権移転等を前提とした農地の転用（店舗・個人住宅・駐車場等）

第18条第1項：農業経営基盤強化促進法による所有権移転、利用権・使用貸借権等の設定

◆農地あっせんによる所有権移転契約（熊本県農業公社を介した農地の売買）

令和6年の買入実績 取扱件数：44件（83筆）、契約締結面積：268,467㎡

*農業公社を介した農地の売買に関しては、税制等の優遇制度が適用できます。

（ただし、あっせんに関しては、いくつかの条件がありますので事務局に相談願います。）

●女性農業委員の活動報告

農業委員会では、現在4名の女性が農業委員として活動しています。性別を超えた様々な視点による農業委員会活動を目指してまいりますので、委員会活動にご理解いただき、在任中の女性農業委員にご協力をお願いします。

2月に高森町にて、阿蘇郡市の農業委員会に所属する女性委員で集まり、ミニセミナーと人吉球磨地域の女性農業委員との意見交換を実施しました。

今後とも農家の声を代弁していきたいと思っております。



（郡市女性農業委員意見交換の様子）

●農地の相続登記

農地を管理されている方で、相続登記が行われていない土地が見られます。早めの相続登記をお願いします。なお、登記が完了した場合は、**農業委員会へ届出**をする必要があります。（農地法第3条の3第1項の規定）

農家の皆さま・農地を相続した方へ

農地を相続したときは、 届出が必要

（農地法第3条の3）

対象者

相続等^(※)によって農地の権利を取得した方
(※) 相続、遺産分割、包括遺贈など

届出先

農地の所在する市町村の農業委員会

相続発生日からおおむね10か月以内に届出が必要です。

※届出を行わなかった場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

本届出は、法務局への相続登記とは別に必要な手続です。
また、相続したものの、地元を離れていて管理ができない場合には、農業委員会が管理のご相談や、借り手を探すお手伝いをしますので、管轄の農業委員会までお問い合わせください。



農林水産省HPで農地の相続に係る届出や登記、税の特例措置などの情報を発信しています。

農地相続ポータル



農林水産省

●農地の貸し借りについて

◆「口頭契約をなくそう」

現在、農業委員会では農地の貸し借りについて、口頭契約の解消を呼びかけています。

- ・口頭契約のデメリット

農地の貸し借りの期間が定まっていない。

相続が発生した場合が、貸し手・借り手共に不安である。

農業関係の国からの補助が受けられない場合があります。

*農業委員会では、農地中間管理機構（農地バンク）を利用した貸し借りを求めています。

【お問い合わせ先】

*農地バンク

熊本県農業公社 096-213-1234

*その他

阿蘇市役所 農政課 0967-22-3274

阿蘇市農業委員会 0967-22-3254

●農地の転用に関すること

◆農地転用とは、農地を農地でなくすことをいい、農地に区画形質の変更を加えて住宅、倉庫、工場、学校、病院等の施設用地または道路、山林等の用地にすることを言います。

- ・農地法第4条許可

農地について、自己所有地を自己の目的のために農地以外で使用する場合、転用許可が必要になります。例えば、自己所有地（畑）に農業機械倉庫等を建てる場合も、この許可申請にあたります。

- ・農地法第5条許可

農地を転用する目的で、賃貸借権の設定や所有権の移転を行う場合、転用許可が必要になります。例えば、所有地を第三者に売買・賃借する場合等は、この許可申請にあたります。

*農業経営者の方でも、農地に農業倉庫・畜舎・ロール置場・農業作業場・植林等を計画する場合は、許可申請が必要になりますので、お忘れなく申請願います。

農地転用相談は、農業委員会事務局まで

●農業者年金の紹介

- ① 35歳未満で一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）加入できます。
- ② 農業者年金の受給開始時期をご自分でお選びいただけます。
（老齢年金：65歳以上75歳未満 特例付加年金：65歳以上）
もし80歳前にお亡くなりになった場合には、遺族に一時金が支給されます。（条件あり）
- ③ 国民年金保険の被保険者（任意被保険者含む）は65歳まで加入いただけます。
- ④ 税制上の優遇措置があり、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。
- ⑤ 認定農業者で青色申告をしているなどの将来の農業の担い手となる方には、月額で最高1万円の保険料国庫補助があります。

加入の申し込みご相談は、JA阿蘇、農業委員会事務局まで

【お問い合わせ先】

◆阿蘇市農業委員会事務局

住所：〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504-1

電話：0967-22-3254

FAX：0967-22-4566

（午前8時30分～午後5時15分：土日祝日・年末年始除く）

